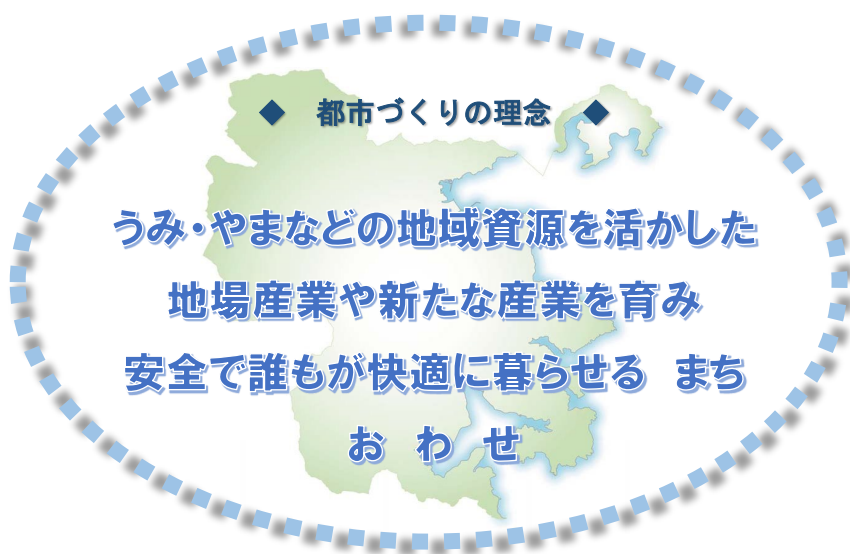


第2章 全体構想

1. 将来都市像：都市づくりの理念と目標

（1）都市づくりの理念



（2）都市づくりの目標と基本方針

目標 その1 新たな広域交流を展開するまちづくり

◆ 基本方針

県内各都市や名古屋、大阪などを結ぶ、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路を活かし、広域交流を展開するまちづくりを推進します。



熊野尾鷲道路（尾鷲南 IC）

目標 その2 地場産業の活性化と新たな産業の育成を図るまちづくり

◆ 基本方針

本市の資源を活かした地場産業の再生、活性化を図るとともに、新たな産業の誘致が可能な環境の整備を図り、活力あるまちづくりを進めます。



尾鷲三田火力発電所跡地

目標 その3 中心市街地と周辺集落が連携するまちづくり

◆ 基本方針

尾鷲地区の中心市街地と周辺の農業・漁業集落のつながりを強化するとともに、それぞれの地域の特性を活かしたまちづくりを図り、本市全体として、賑わいと魅力あるまちづくりを進めます。



紀望通り

目標 その4 誰もが快適に住み続けられるまちづくり

◆ 基本方針

尾鷲地区の中心市街地の活性化や木造密集市街地の改善、都市空間のユニバーサルデザインなどの整備、また、農業・漁業集落においては、生活環境の整備により、誰もが快適に住み続けていけるまちづくりを進めます。



都市計画道路坂場銀杏町線

目標 その5 豊かな自然環境と歴史伝統文化を活かしたまちづくり

◆ 基本方針

熊野灘、紀伊山地などの豊かな自然環境や世界遺産である熊野古道などの歴史文化資源を活かした、市民にとって身近にあるものが誇りとなるまちづくりを進めます。



尾鷲街道のまち並み

目標 その6 災害に強い安全安心なまちづくり

◆ 基本方針

都市基盤の改善や避難ルートの整備など、尾鷲市国土強靱化地域計画に基づき、南海トラフ地震や台風などの大災害に対応できる安全で安心なまちづくりを進めます。



尾鷲港

目標 その7 市民が主役の、事業者や行政との協働によるまちづくり

◆ 基本方針

本市の各地域が連携した市民まちづくり活動を推進し、市民が主体となり、事業者や行政との協働による、「うみ・やまなどの地域資源を活かした 地場産業や新たな産業を育み 安全で誰もが快適に暮らせる まち おわせ」の実現に向けたまちづくりを進めます。



策定委員会

(3) 将来都市構造

本市の人口の減少は避けられない状況にあり、人口減少、高齢化が進行し、都市が縮退するなか、持続可能な都市づくりを図る上で、コンパクト（生活サービス機能と居住を集約する）＋ネットワーク（各拠点等をつなぐ交通ネットワーク）で構成される、集約型都市構造の形成が必要となります。

本市の将来都市構造は、中心市街地や集落、各拠点を軸でつなぐ、集約型都市構造の形成を図ります。

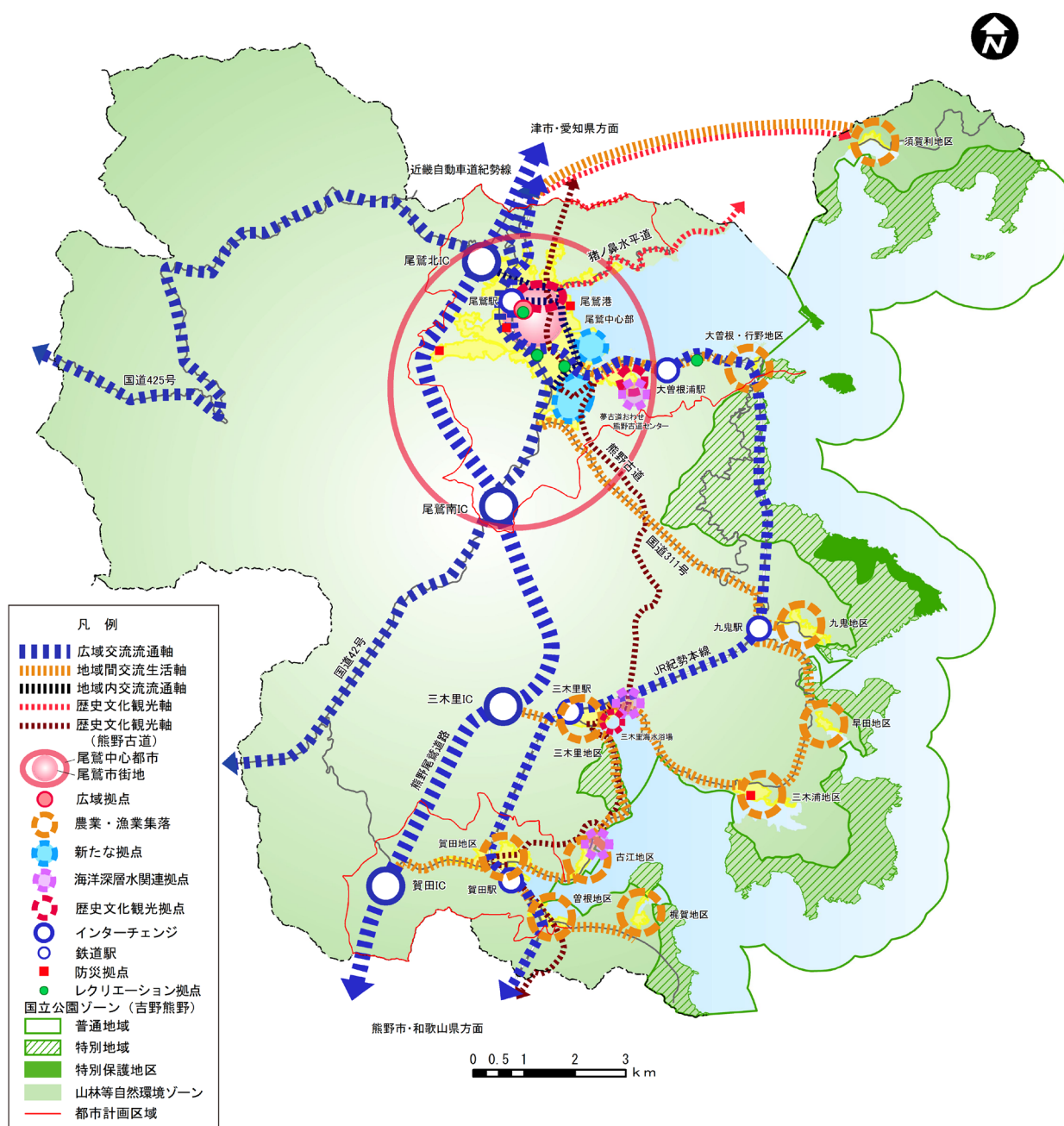


図 尾鷲市将来都市構造

2. 都市づくりの方針

（1）基本的な考え方

◆ 尾鷲市域全体

社会環境の変化等に対応した、市街地や集落の整備と自然環境の保全による、「まち」と「自然」が調和した都市づくりを推進します。

◆ 都市計画区域内

尾鷲地区は、本市における中心的な拠点市街地としての都市づくりを推進します。

賀田・曾根地区は、本市南部における拠点となる都市づくりを推進します。

◆ 都市計画区域外

集落は、良好な生活環境の整備と地場産業等の活性化を図り、山林等の自然環境は、良好な環境の保護を前提とし、その優れた環境を活用することにより、「集落」と「自然環境」が調和した都市づくりを推進します。



（2）基本方針

◆ 尾鷲市全体

- ・ 地場産業や新たな産業の活性化に向けた産業基盤の整備促進
- ・ 広域交流流通軸を活かした道路のネットワークの改善と整備促進
- ・ 自然環境と集落景観の保全
- ・ 安全で快適な居住環境の住宅市街地、集落の改善促進
- ・ 南海トラフ地震などの大災害への対応

◆ 都市計画区域内

○ 尾鷲地区

- ・ JR尾鷲駅周辺地区の広域拠点づくり
- ・ 中心商店街、中心市街地の活性化促進
- ・ 「新たな拠点」を活かした都市づくり

○ 賀田・曾根地区

- ・ 本市南部における拠点機能の充実

◆ 都市計画区域外

- ・ 地場産業等の活性化に向けた産業基盤の整備促進

3. 土地利用の方針

◆ 尾鷲地域（都市計画区域内）の土地利用方針

中心商業業務市街地	➡	本市の中心拠点として、密度の高い商業業務機能の集積や交通結節点としての土地利用を図る地区
中心複合市街地	➡	既存商店街の活性化等を図り、住宅と店舗・事務所が共存した土地利用を図る地区
まち中複合市街地	➡	中心的な市街地の利便性を活かし、住宅、店舗・事務所及び工場や流通業務施設が共存した土地利用を図る地区
まち中居住市街地	➡	中心的な市街地における利便性の高い居住機能を活かした土地利用を図る地区
沿道商業業務市街地	➡	広域幹線道路である国道 42 号沿道の商業業務施設が立地する土地利用を図る地区
住宅市街地	➡	良好な居住環境に悪影響を及ぼさない用途の施設の立地を許容する住宅地として土地利用を図る地区
工業・流通業務市街地	➡	工業やそれに関連する流通業務系の土地利用を図る地区
漁業・流通業務市街地	➡	漁業やそれに関連する流通業務系の土地利用を図る地区
新たな土地利用地	➡	中部電力尾鷲三田発電所の跡地で、新たに計画的な土地利用を図る地区
集落住宅地	➡	集落や住宅団地など住居系の土地利用を図る地区
農地	➡	一団の優良な農地としての土地利用を図る地区
山林	➡	一団の優良な山林として保全を図る地区
レクリエーション施設等用地	➡	山林の中のレクリエーション等の土地利用を図る地区
大規模遊休地	➡	防災を含めた計画的な土地利用を図るべき大規模遊休地

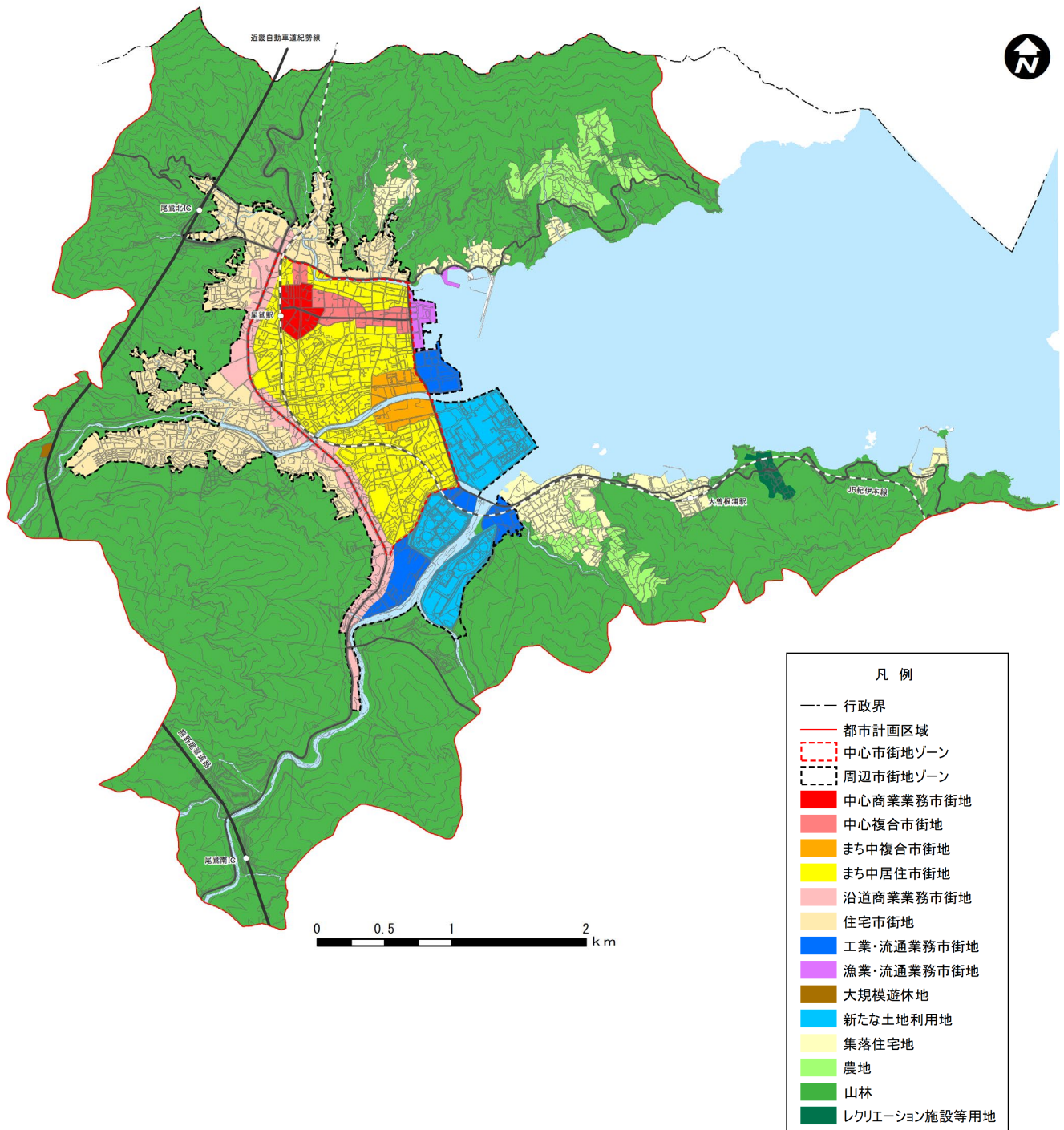


図 尾鷲地域（都市計画区域内）の土地利用方針

◆ 賀田・曽根地域（都市計画区域内）の土地利用方針

集落住宅地	→ 集落など住居系の土地利用を図る地区
工業・流通業務地	→ 地区の資源や交通条件を活かし、工業や流通業務などの産業施設が立地する土地利用を図る地区
農地	→ 一団の優良な農地としての土地利用を図る地区
山林	→ 一団の優良な山林として保全を図る地区
レクリエーション施設等用地	→ 山林や水辺の自然などを活かしたレクリエーション空間としての土地利用を図る地区

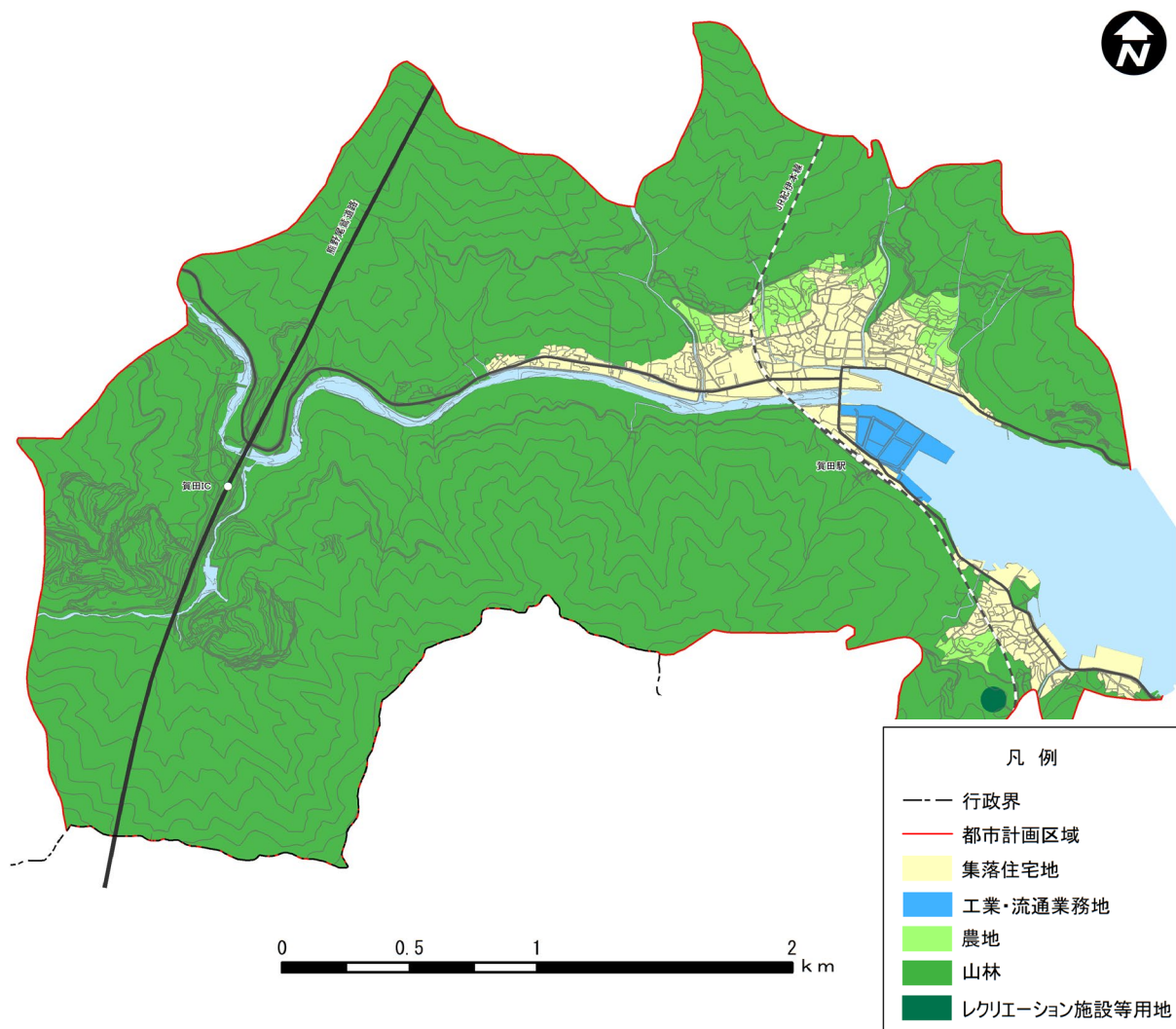


図 賀田・曽根地域（都市計画区域内）の土地利用方針

4. 都市施設整備の方針

（１）交通施設の方針

◆ 道路整備の方針

- ・市民生活を豊かにし、生産、経済活動を高める、県内外への広域交流流通ネットワークの拡充に伴い、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路を活かした道路整備を促進します。
- ・南海トラフ地震などの災害に備え、緊急物資の輸送や避難路の確保のための道路ネットワークの強化を図ります。
- ・安全で快適な歩行者空間を確保し、人にやさしい道づくりに努めます。

◆ 公共交通整備の方針

- ・地域ごとの特性に応じた公共交通網の形成とサービスの確保を図ります。
- ・まちづくりと連携した総合的な地域公共交通の確保を図ります。

（２）公園・緑地及び自然環境の方針

◆ 公園・緑地整備の方針

- ・市民の憩いとふれあいの場であるとともに、災害時、緊急時などの避難場所となる公園・緑地づくりを進めます。
- ・市民との協働により、公園・緑地の維持管理に取り組むとともに、うるおいのある豊かな公園・緑地づくりを進めます。

◆ 自然環境保全の方針

- ・「尾鷲市環境基本条例」などにに基づき、本市の豊かな自然環境の保全を図り、地域の特性に応じた自然環境の適正な活用に努めます。
- ・造林未済地の解消や無秩序な開発行為を規制するなど、森林の持つ多様な機能を保全し、豊かで清澄な水質を確保することにより、自然に恵まれたうるおいとやすらぎのある快適な自然環境づくりを目指します。

（３）河川・下水道の方針

◆ 河川整備の方針

- ・本市の河川については、親水機能や生態系にも配慮した総合的な治水対策を図るとともに、引き続き河川改修、治水事業、砂防事業などの促進により、浸水被害の解消を図ります。

◆ 下水道整備の方針

- ・公共用水域の水質保全を図る、実現可能な整備の促進を図ります。

（４）上水道・簡易水道の方針

- ・水の安定供給を図るため、老朽管の布設替え、安定した給水能力の維持や災害時に対応できる施設整備を推進します。
- ・簡易水道については、安定した給水能力の維持を図るための施設整備などを進めます。
- ・水質検査の実施などにより、安全で良質な水の安定供給を行うとともに、効率的な事業運営に努めます。

（５）生活環境施設の方針

- ・ごみの減量化、再資源化を進め、適正処理をさらに推進するとともに、ごみを適正に処理するためのごみ処理施設の効率的運用と維持管理を図ります。
- ・広域ごみ処理施設については、今後の整備状況をふまえ、都市施設としての都市計画への位置づけなどを検討します。また、広域ごみ処理施設の整備に合わせて、本市の資源ごみストックヤードについても、広域施設に近接した場所での施設整備を検討します。
- ・し尿等処理施設は適切な維持管理に努め、合併処理浄化槽の設置を推進し、効率的な生活排水処理を図ります。
- ・斎場については、市民の心のやすらぎと慈しみの場となるよう、周辺の環境に配慮し、適正な管理運営に努めます。
- ・墓地については、周辺住民の協力のもと適正な管理を図ります。

（６）港湾の方針

◆ 尾鷲港の方針

- ・船舶の寄港地や水揚げ基地としての再生や、大規模震災時の円滑かつ迅速な緊急物資等の輸送や救助活動などの拠点を目指すとともに、交流拠点として市民等が憩い賑わえる空間の創出と、観光振興の拠点として、自然・景観・歴史文化・食・レクリエーションなど、背後地の資源を活かした観光振興施策の充実を図ります。

◆ 賀田港・三木里港の方針

- ・両港とも世界遺産・熊野古道沿いに位置していることから、世界遺産・熊野古道と連携した集客交流などの観光振興施策の充実を図るとともに、産業基盤施設として周辺の生活環境に配慮します。

（７）住宅・住環境の方針

- ・公営住宅については、市民のニーズに対応した整備を進めます。
- ・快適な居住環境の形成を図ります。

（８）都市防災の方針

- ・尾鷲市国土強靱化地域計画に基づき、災害に強いまちづくりを目指して、公共施設の整備促進、木造密集市街地の改善方策の検討、都市防災力、消防力の増強と避難救急救助体制や防災拠点及び避難、救援ルートの充実に努めます。
- ・地震・津波の災害のリスクの高い区域については、「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」で示された土地利用検討区域の設定を検討し、土地利用や防災・減災の施策の取組を図ります。
- ・土砂災害の危険性の高い地域では、市街化を抑制するほか、水源涵養機能を持つ山林等の保全を図り、災害の防止に努めます。
- ・情報伝達機能の強化、広域応援体制づくりなどを推進します。
- ・市民の防災意識の高揚と自主防災組織の充実など、防災体制の強化を図ります。

（９）景観の方針

- ・熊野灘に面した美しいリアス式海岸とその背景にせまる起伏に富んだ紀伊山地に代表される海と山の地形は、本市の景観を大きく特徴づけていることから、これらの保全を図ります。
- ・世界遺産である熊野古道の苔むした石畳の残る景観や、市街地を通る熊野街道沿いの古いまち並みは、伊勢と熊野を結ぶ歴史ある景観であることから、これらを保全します。
- ・市民が誇りと愛着の持てる尾鷲らしい景観を守り、育てるため、海と山の風土を醸し出す景観資源の抽出、再発見に努めるとともに、本市の地形的な特徴から創出される美しい眺望景観を楽しむ視点場の再発見と眺望景観の保全に努めます。
- ・尾鷲ヒノキに代表される森林景観や漁業集落の景観などは、自然と人間の営みや生業によって培われてきた文化的景観として重要であることから、これらの保全を図ります。

（10）市民と行政の協働による都市施設整備の方針

- ・都市施設の整備にあたっては、地域経済の動向や財政事情もふまえながら、本市の特性や地域の個性と意向及びまちづくりの体制を十分に把握した上で、都市計画制度などの導入や事業計画、整備計画の策定を行うとともに、市民と行政の協創、協働により推進します。